

承認第4号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 課税限度額の引上げ（第2条の改正関係）

	改正前	改正後
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	20万円	22万円

(2) 均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の基準額の見直し

（第21条の改正関係）

	改正前	改正後
5割軽減	$43万円 + (28万5千円 \times \text{被保険者数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$	$43万円 + (29万円 \times \text{被保険者数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$
2割軽減	$43万円 + (52万円 \times \text{被保険者数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$	$43万円 + (53万5千円 \times \text{被保険者数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。